

尼崎市教育委員会 7月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和3年7月30日 午後3時54分～午後6時10分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等 教育長 白畑 優
教育長職務代理者 徳山 育弘（日程第2「議事」の「議案第41号」、
「議案第42号」及び日程第3「協議・
報告」のみ出席）

委員 太田 垣亘世
委員 中平 了悟
委員 正岡 康子

3 出席した事務局職員等

教育次長 東 政信
管理部長 西村 和修
こどもの体力向上担当参与 北垣 裕之
施設担当部長 山口 泰範
学校教育部長 増田 裕一
学校教育部次長 橋本 貴宗
教育総合センター所長 平山 直樹
社会教育部長 安田 博之
企画管理課長 西田 啓行
職員課 中道 隆広
社会教育課長 松田 陽子
スポーツ推進課長 荻田 昭憲

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 議案第41号 令和3年度 教育委員会事務点検・評価報告書について
- (2) 議案第42号 令和4年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択について
- (3) 議案第43号 尼崎市社会教育委員の委嘱について
- (4) 議案第44号 尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

日程第3 協議・報告

- (1) 尼崎市体罰等防止ガイドラインについて

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後3時54分、教育長は開会を宣した。

白畑教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。

日程第2「議事」の「議案第43号 尼崎市社会教育委員の委嘱について」及び「議

案第44号 尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、個人情報にまで踏み込んで審議することとなりますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第43号」及び「議案第44号」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち『教育長または委員から会議の公開が不適当であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第4の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。それでは、これより日程に入ります。まず、日程第1の「議事録の承認」についてでございます。6月定例会の議事録につきましては、先般、事務局より送付しておりますとおりです。内容に質疑等がありますでしょうか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。6月定例会の議事録を承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、6月定例会の議事録を承認することにいたします。次に、日程第2の「議案第41号 令和3年度 教育委員会事務点検・評価報告書について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。
西田 企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。議案第41号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」について、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、議41（のページ）をお願いいたします。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、前年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価した結果を報告するものでございます。それでは、右肩に「別紙」と記載のあるカラー刷り冊子「令和3年度 教育委員会事務点検・評価報告書」をお願いいたします。この報告書の内容については、4月26日に開催した教育委員会平場にてご説明しており、内容が重複するため、本日は、教育委員の皆様からいただいたご意見への対応結果を中心にご説明いたします。右肩に「参考資料」と記載のあるA4横長資料「4月教育委員会（平場）での教育委員意見及び対応結果」をご覧ください。まず、No.1の教育委員意見といたしまして、『Ⅲ 尼崎市教育振興基本計画に掲げる施策（事業）の執行状況』における各論の冒頭うち、『計画期間の早期に実施を目指す取組』、『計画期間内に実施を目指す取組』という表現があるが、具体的にいつまでの時期に目指す取組かがわかりにくい。」というご意見をいただきました。こちらにつきましては、カラー刷り冊子の10ページをご覧ください。中段の「評価書の見方」の点線囲みのうち、上半分の説明書きの中で注釈を挿入することで、「計画期間の早期に実施を目指す取組」は、「計画期間である5年間のうち、1・2年目までの実施を目指す取組」であることを、また、「計画期間内に実施を目指す取組」は、

「計画期間である5年間のうち、主に3・4・5年目での実施など、計画期間内での実施を目指す取組」であることを、明確に記載いたしました。続きまして、A4横長「参考資料」のNo.2は、本報告書での「いじめ及び体罰」の記載についてでございます。教育委員意見といたしまして、「各論4において記載しているいじめや防止に関する取組と、各論8に記載している体罰に関する取組（体罰防止研修）を一括りにして記載できないか。」というご意見をいただきました。こちらにつきましては、カラー刷り冊子の11ページから12ページにかけて「主な施策（事業）のポイント」という各論にまたがる繋がりがわかるよう見開きページを新たに設け、その中で、11ページ中段に、いじめと体罰への取組を一括りにした見出しを新設いたしました。続きまして、「参考資料」のNo.3は、報告書49ページの「施策（事業）名：人権啓発活動・リーダー育成事業」でございます。教育委員意見といたしまして、「目的の項目の中に、昨年度同様、「ダイバーシティ」というキーワードを入れてはどうか。」というご意見をいただきました。こちらにつきましては、カラー刷り冊子の49ページに記載の施策の〔目的〕の項目において、「基本的人権が尊重される地域社会の形成に向け、自己肯定感を育むとともに、多様性（ダイバーシティ）についての理解を深め、互いを尊重する人権意識の高揚・定着を図る。・・・」と記載することで、ご意見のとおり修正しております。以上が、教育委員の皆様からいただいたご意見を踏まえた変更点でございます。そのほか、4月の平場からの追加部分としまして57ページの『IV 外部有識者による総評』として、本報告書の客観性及び公平性を確保するため教育に関し学識経験を有する2名の方にいただいた総評を掲載しております。まず、上の表でございますが、園田学園女子大学人間教育学部 堀田博史 教授から、主に報告書の構成や教育振興基本計画で掲げた取組全体の進捗に関わる評価をいただいております。また、下の表は、兵庫教育大学大学院学校教育研究科 川上泰彦 教授からは、主に学力定着やいじめ防止等を中心とした事業毎の取り組みに対する評価や所見をいただいております。なお、本市の施策評価表の作成にあたり、市長部局等と協議を進める中で、全庁的な文言の統一の観点から一部表現に修正を加えた箇所もございますが、大きな方向性に影響はないため、個別のご説明は割愛させていただきます。以上、簡単ではございますが、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」についての説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

中平委員

4月の平場での意見交換の中で多様な意見が出たが、今回は反映が難しかったとしても中には有意義なものもあったと思う。それについて今後、検討は行うのか。また、今回、新たに外部有識者からの総評が書かれており、いくつか課題や今後の検討のようなものがあるが、それらの取り組みについて聞かせてほしい。

企画管理課長

この点検評価報告書につきましては、いろいろな活発なご意見をいただきました。評価報告書として修正できることについては今申しあげました3点について修正を加えております。ただ、表現等につきましては、毎年作成するものでございますので、見やすいような形を工夫し、改めるところは改めていきたいと考えております。外部有識者による総評につきましては、この2名の先生にご意見をいただき、重なったと

ころがないか等、この評価について各論と総論を分けた形で総評いただいております、こういった形に仕上がりました。

中平委員 この中で、各事業等に、例えば具体的な数字がもう少しあってもいいのではないか、あるいは兵庫教育大学の川上先生の方では、達成すべき教育・保育の量や質の水準を関係者間で共有しておくといった具体的に今後教育委員会で取り組むべき課題のようなものが明記されているが、それらについて今後この提示された課題の改善について取り組まれていくのか。

企画管理課長 総評いただいた点につきましては、改善できるところは来年度に向けて改善していきます、事業の中で対応していきたいと思います。

白畑教育長 他に質疑はございませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第41号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第41号」は原案のとおり可決いたしました。それではここで職員の入替えを行います。

白畑教育長 それでは、議事を再開いたします。日程第2の「議案第42号 令和4年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。増田 学校教育部長。

学校教育部長 学校教育部長でございます。それでは、「令和4年度使用 尼崎市立学校 教科用図書の採択について」をご説明させていただきます。5月の教育委員会で可決されました『教科用図書採択に関する基本方針』に基づき、義務教育諸学校、各高等学校 教科用図書につきまして、7月6日までの間に、選定委員会が開かれ、令和4年度に使用する教科用図書について調査・研究いたしました。お手元の資料は、選定委員会の審議を経て作成された報告書並びに申請書です。本日は、この資料に従ってご説明いたしますので、ご審議いただき、令和4年度に尼崎市立学校で使用する教科用図書を採択いただきますようお願いいたします。まず、義務教育諸学校の教科用図書について説明いたします。資料は、「令和4年度使用 尼崎市立 義務教育諸学校 教科用図書の採択に係る資料」をご用意ください。表紙にありますように、1ページに「基本方針」 2ページに、「令和3年度使用教科用図書一覧表（小学校・中学校）」、3ページに中学校 社会（歴史的分野）の調査報告書、7～36ページに、特別支援学級、あまよう特別支援学校小学部・中学部において使用される「一般図書」の調査報告書を載せております。

白畑教育長 それでは、中学校の「社会 歴史」について、説明を求めます。

中学校の教科書については、昨年度に採択替えを行っております。「社会 歴史」の教科書につきましては、昨年度に十分な審議を行い、帝国書院の歴史教科書を採択しております。そのことから、今年度採択している帝国書院の歴史教科書と、新たに発行されることになっている自由社の歴史教科書の2冊について、調査研究を行いました。資料の4、5ページには、「昨年度（令和2年度）の調査報告資料」を参考資料として載せております。資料の3ページにお戻りください。1社ずつ調査報告をいたします。それでは、報告いたします。①「帝国書院」です。令和2年度に採択され、今年度から使用されています。6～11ページをご覧ください。単元に入る前に、「歴史の調べ方・まとめ方・発表のしかた」について取り上げられています。12ページでは、新学習指導要領でも取り上げられている「歴史的な見方・考え方」についても触れられています。14、15ページをご覧ください。見開き2ページで、1つの授業が構成されています。必ず歴史資料が導入になっています。左ページ中央にある、単元タイトル「1 人類がたどった進化」の右側にあるように、授業の「学習課題」として「人類は、進化の過程で、どのように生活を変化させてきたのだろうか。」と示されています。授業の最後には、右ページの下の部分にあるように、「確認しよう」として「人類が進化していくなかでできるようになったことを、本文から三つ以上書き出してみよう。」と、「説明しよう」として「旧石器時代と新石器時代で、人類の生活が環境の変化に合わせてどのように変化したか、説明してみよう。」と示されており、ふり返りを通して、知識をより深めることのできる流れで統一されています。また、15ページの右側にあるように、どのページにも年表の記載があり、今、どの時代の学習をしているのかを確認しやすいようになっています。56、57ページをご覧ください。「章の学習を振り返ろう」のページでは、「知識」、「思考力・判断力・表現力」を確かめる復習問題が設定されています。次に、②「自由社」です。来年度から、新たに発行されることとなっております。7ページをご覧ください。序章として、「歴史のとらえ方」の最初のページには写真が使用されているものの、8ページからは文章中心の説明になっています。20ページをご覧ください。見開き2ページで、1つの授業が構成されております。左ページ中央にある、単元タイトル「① 人類の誕生と日本人の祖先」の下部分にあるように、授業の「問い」として「人類はアフリカで誕生したが、私たち日本人の祖先はどのようにして日本列島にやってきたのだろうか。」と示されています。授業の最後には、右ページの下部分にあるように、「チャレンジ」として「氷河時代に、大陸から人々が日本列島に渡って来た3つのルートの説明をノートに書いてみよう。」と設定されています。他のページにも、文章、図や表でふり返ることができる問題が「チャレンジ」として設定されています。また、20ページの下部分にあるように、自由社にも全てのページに年表の記載があります。こちらも、今、どの時代の学習をしているのかを確認しやすいようになっています。66ページをご覧ください。各章の最後には、「復習問題ページ」、「時代の特徴を考えるページ」のように復習のページが設定されています。2社を比べて、単元の導入に特徴があります。帝国書院の24、25ページをご覧ください。単元の導入に「タイムトラベル」を設けています。縄文時代と弥生時代の特徴を比べる教材ですが、見開きの大きなイラストで当時の様子を視覚的にイメージしやすくなっています。対話的活動に活用することができ、学びを深めることができるつくりになって

います。同単元で比較すると、自由社の30ページと34ページに、それぞれ縄文時代と弥生時代のイラストが掲載されています。イラストは小さくなっており、見比べて比較することは想定されていないと考えられます。他に、課題設定(問いの立て方)、ふり返りに特徴があります。毎時間の学習を「深い学び」につなげる手立てとして、課題の設定とふり返りは重要であると考えています。帝国書院の36、37ページをご覧ください。先ほど説明したように、左ページの中央に「学習課題」があり、「蘇我氏や聖徳太子は、国づくりのためにどのような改革を行ったのだろうか。」と設定されています。右ページの下部分にある「確認しよう」には、「蘇我氏と聖徳太子が協力して行った政策とその内容を、本文から三つ書き出してみよう。」とあり、「説明しよう」には「蘇我氏や聖徳太子が改革を行った理由を、中国との関係から説明してみよう。」と設定されています。学習課題に対応したふり返りになっています。なお、「確認しよう」の項目は、本文から書き出す問いになっており、「説明しよう」の項目は自身で説明の仕方を考えて、表現する設定になっています。学習内容の理解に差がある生徒に対応できるようになっています。また、36ページの上部分にあるように「節ごとの問い」もあり、「日本の古代国家は、どのような国づくりを行ったのだろうか。」と設定されています。そして、47ページをご覧ください。下の部分には、節のふり返りがあり、「日本の古代国家が目指した国とは、どのようなものであったか説明しよう。」と、節の問いに対応したふり返りも設定されています。自由社の44、45ページをご覧ください。こちらについても、先ほど説明したように、左ページの左側中央に、授業の問いがあり、右ページの下部分に、チャレンジ問題が設定されています。問いが「聖徳太子が新しい政治を始める背景は何だったのだろうか。」と設定されているのに対して、「チャレンジ」問題が「十七条の憲法を読んで今日(こんにち)でも役だつと思う条文を出しあってみよう。」となっているように、問いとチャレンジ問題が対応していない部分もあり、気になるところです。ICTの活用の観点から見ると、帝国書院には、QRコードが設定されています。24、25ページをご覧ください。「タイムトラベル」のページの上部分のQRコードを読み取ると、イラストがタブレット上で表示できます。56、57ページをご覧ください。「章の学習を振り返ろう」のページの上部分のQRコードを読み取ると、答えが表示されます。60、61ページをご覧ください。上部のQRコードを読み取ると、NHK for schoolの関連ページから動画にもつながるようになっています。1人1台タブレットの配備が進んでいる尼崎市では、大いに活用できると考えます。自由社の教科書では、QRコードは設定されていません。調査報告は、以上となります。

白畑教育長

調査報告の説明が終わりました。これより質疑にうつります。歴史的分野の重要な視点は、それぞれの歴史の中での事象について、多面的・多角的な考察を通じた深い理解が重要となると思います。あくまでも学習者は生徒であり、教科書を学ぶものではなく教科書で学ぶという視点で尼崎市に適している教科書を選択することが重要であると考えていますので、この点について共通理解をはかりたいと思います。それではその前提の上で質疑に入りたいと思います。ご発言がありましたらよろしく願います。

徳山委員 帝国書院の歴史教科書は、今年度から使用されているはずだが、現場の教員からの声はどうか。

学校教育部長 帝国書院の歴史教科書は、今年度の中学 1 年生に配布され、4 ヶ月ほど使用されています。調査研究を行った専門部員は、現場の社会科の教員であり、調査報告書には、社会科教員の声も反映されています。資料 3 ページをご覧ください。右側の「現行使用教科用図書に関する調査報告書」は、帝国書院の歴史教科書の調査報告書となっております。例えば、一番下の「参考事項」にあるように、「授業のまとめとなる課題も「習得」と「活用」の 2 つのレベルで取り組めるよう工夫されている。」、また「「タイムトラベル」など視覚的なイメージを広げる資料も豊富であり、話し合い活動などに活用できる」と社会科教員の専門部員の声として報告されています

太田垣委員 QR コードは、実際に各中学校で使用されているのか。

学校教育部長 QR コードの活用につきまして、専門部員からは、「歴史」だけではなく、「地理」、「公民」も含めて、実際に QR コードを活用していると報告も受けています。尼崎市としては、現在、1 人 1 台タブレットの配備が済んでいる状態であります。ネットワーク環境の整備につきましては、現在、進めているところであり、市としての本格稼働は今年度の 9 月からの予定となっております。今後、QR コードの活用が拡大することが想定されます。選択肢の幅が広がるという視点から考えると有効だと考えています。

中平委員 帝国書院の QR コードは、何か所ほどあるのか。

学校教育部長 全部で 26 か所あります。「タイムトラベル」のページごとに、イラスト画像が映し出される箇所が、12 か所。「章の学習を振り返ろう」のページごとに、解答が映し出される箇所が、6 か所。「各章の最初のページ」に、NHK for school の関連動画につながる箇所が、6 か所。そして、巻頭と巻末に 1 か所ずつ設定されています。

正岡委員 歴史の教科書の考え方について、違いがありますか。

学校教育部長 帝国書院は、全体を通して「歴史的な見方・考え方を働かせよう」がテーマとなっています。歴史上の出来事を「推移」、「時期や年代」、「相互の関係」、「比較」の視点でとらえることで、多面的・多角的に考える力を身に付けることをねらいとしています。過去の歴史を学び、さまざまな立場や多様性を理解することで、未来を考えることができる生徒像を目指しています。自由社の 2 ページをご覧ください。左側の上部にあるように、自由社は、日本の歴史を学ぶということを「あなたのご先祖の世代をさかのぼっていくと、昔からこの日本列島に住んでいた人たちは、あなたのクラスのみんなの共通のご先祖だということがわかります。日本の歴史を学ぶということは、私たち共通のご先祖の生きてきた跡（あと）を学ぶということです。」と記載されています。日本の伝統や文化の大切さを述べています。尼崎市では、外国籍の生

徒も多く在籍しています。さまざまな立場の子ども達が学習をしていることも考慮する必要があると考えます。

中平委員 教科書の難易度については、評価はいかがでしょうか。

学校教育部長 自由社の298ページをご覧ください。歴史上の人物が非常に多く取り上げられています。また、「人物クローズアップ」や「もっと知りたい」というコラムがあり、専門性の高い内容が記載されています。また、全体的に写真や図もあるものの、文章中心の記載が多く見られます。帝国書院においても、歴史上の人物については十分取り上げられています。288ページをご覧ください。「人物さくいん」では、ふりがなもあり、人物ごとにマークが付いていることも特徴です。例えば、289ページの左中央にある「近松門左衛門」は、赤いひし形のマークが付いており、「文化の発展に力を尽くした人」として印が付いています。また、小学校で学習した人物には、下線が付いています。小学校の学習とのつながりも意識されています。全体的に本文の記述を補足する写真や図表などが大判で豊富に掲載されています。「人物コラム」のコーナーがあり、歴史により親しみが持てるような工夫がされています。

太田垣委員 小学校での学習との連携についてはどうでしょうか。

学校教育部長 小学校の社会科の学習においても、イラストや図などをもとに、対話的な活動を取り入れることで、学びを深める学習を推進しています。帝国書院の教科書の「タイムトラベル」のような導入資料は、小学校の学習と連携ができるつくりになっています。また、帝国書院の154ページをご覧ください。ページの下にあるように、「伊藤博文」は、小学校の歴史学習と関連している内容として記載されており、小学校とのつながりが意識されています。また、「アメリカ先住民・移民」は、中学校1年・2年で学習する地理と関連しており、「リンカン」は、中学校3年で学習する公民と関連していると記載されています。中学校の他の分野とのつながりも意識されています。自由社には、小学校の学習との関連の記述は見当たりません。

正岡委員 現在、「地理」と「歴史」を中学校1・2年生で並行して学習するということが、同じ発行者の方が良いのか。

学校教育部長 以前は、中1で「地理」、中2で「歴史」を学んでいました。現在は、中1・中2で、「地理」と「歴史」を並行して学んでいます。現在は、帝国書院の地理の教科書を使用していることから考えると、「地理」と「歴史」は同じ発行者の方が、学び方が統一されており、現在の尼崎市の生徒にとっては学びやすいと考えます。

徳山委員 しっかりとした優位性がないと、そのまま帝国書院を使った方が現場の混乱がないかなと思う。そういう視点で見ても、QRコードはすごくよくできており、索引の色分けもすごい。去年たくさんの会社から一生懸命選んで、帝国書院に決めたと言うことがあるので、やはり帝国書院が頭ひとつ抜けているなという気がする。自由社も、

先程の弥生文化とか縄文文化のところでは、実際に行われたことを詳しく書いているため、絵を見てもわかりやすいと思う。それから、十七条の憲法の全文が載っていたりと興味深いところが随所にある。しかしながら、去年あれだけ一生懸命選んだところを変えるほどの優位性はちょっと無いのかなと感じた。

白畑教育長 小学校から使っている継続性とか、小学校との連携とか、今も使っているという、QRコードとかが充実しているというのがありますので、今のご質問でだいたい出尽くしていますが、その中では帝国書院さんの使用のままのほうが良いのではないかと
いう皆さんのご意見ではないかと思えます。

白畑教育長 それでは、中学校「社会 歴史」の教科用図書について、採択します。これまでの審議を踏まえ、中学校の「社会 歴史」の教科用図書として、帝国書院を採択すること
でよろしいでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 続いて、「特別支援学級、あまよう特別支援学校 小学部・中学部の附則第9条第
1項の規定による教科用図書」について、説明を求めます。

学校教育部長 調査報告をする前に、特別支援学校及び特別支援学級で使用する学校教育法附則第
9条第1項の規定による教科用図書（以下「一般図書」という）について、関連する
法律をもとに、ご説明いたします。資料の6ページの参考資料をご覧ください。学校
教育法第34条第1項では、小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図
書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。学校
教育法附則第9条には、特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、
第34条第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条
第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができるとあります。
要約すると、特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒は、実態に合わせて、検定教
科書ではない図書を教科書として使用することができるとなっています。一般の書店
などで販売されているような図書も教科書として使用できるということです。例えば、
絵本や図鑑などです。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（教科用
図書の無償給付）第3条は、国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年
の課程において使用する教科用図書で第13条、第14条及び第16条の規定により
採択されたものを購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付するものとする
とあります。教科書は、各学年の教育課程において使用するものとして無償給与さ
れることから、学年ごとに給与の対象教科や冊数が定められています。国語は検定
教科書で学習をするが、算数は一般図書で学習をするなどのように、児童生徒によ
って、また教科によって、使用する教科書が異なってきます。教科書のかわりに
使用する一般図書として、尼崎市の児童生徒にとって、どのような図書がふさわ
しいのかを調査研究をし、報告書として一覧表にまとめています。それでは、報
告させていただきます。資料の8ページをご覧ください。「特別支援学級附則第9
条」本としまして、一般図

書（特別支援学級用）について、今年度、111冊報告いたします。出版社から供給不能と回答のあった13冊を削除しています。新たに追加したものが11冊となります。追加した図書については、報告書に網掛をしています。在籍人数の多い、知的障害や自閉・情緒障害の児童生徒を想定して、多様な特性をもつ児童生徒に対し、学習上の困難を軽減させる図書や、生活体験の不足を補う図書、効果的に学習に取り組むことができるよう、興味関心を持ちやすい図書等を中心に選定しています。削除した図書の教科も考慮し、各教科に関連する図書を選定しています。「ひらがなやアルファベット、単語の発音を音声として聞くことができる本」、「物語を読み、読解力を身に付ける本」、「漢字や計算をワークシート形式で学ぶことのできる本」などを追加しています。資料の17ページをご覧ください。「あまよう（小学部）附則第9条」本でございます。一般図書（あまよう特別支援学校小学部用）について、今年度、138冊報告いたします。出版社から供給不能と回答のあった9冊を削除しています。新たに追加したものが7冊となります。知的障害や自閉・情緒障害を併せ持つ、重複障害の児童を対象として選定しています。個々の発達段階に応じて、それぞれの子どもたちがより適した図書を使えるように選択の幅を広げています。削除した図書の教科も考慮し、各教科に関連する図書を選定しています。具体的には、ねらいがはっきりしており、わかりやすいつくりになっている、落ち着いて、集中して取り組むことのできる構成になっている、絵が鮮明であったりと、子どもが興味をひく内容、文字がはっきりしていてわかりやすい等のように、児童の学習意欲を高める工夫がされています。生活を豊かにし、自立を助ける内容であるものとして、「凹凸があり、触ることで発見のある本」、「色彩が豊かなしかけ絵本」、「俳句調になっている本」などを加えています。続きまして、「あまよう（中学部）附則第9条」本です。一般図書（あまよう特別支援学校中学部用）について、今年度、101冊報告いたします。出版社から供給不能と回答のあった図書、古くなっている図書を合わせて、9冊を削除しています。新たに追加したものが10冊となります。肢体不自由の生徒や知的障害や自閉・情緒障害を併せ持つ、重複障害の生徒を対象として選定しています。削除した図書の教科も考慮し、各教科に関連する図書を選定しています。具体的には、ねらいがはっきりしており、絵や図があってわかりやすいつくりになっている、落ち着いて、集中して取り組むことのできる構成になっている、興味関心を持つことができる内容である図書を中心に選定しています。「道徳で使用できる感情を学ぶことができる本」、「すうじ・アルファベットをなぞりながら学ぶことのできる本」、楽譜に興味のある生徒がいることから、「楽譜が掲載されている本」などを追加しています。調査報告は、以上となります。特別支援学級、あまよう特別支援学校 小学部・中学部の教科用図書について審議していただき、採択をお願いいたします。

白畑教育長 調査報告は終わりました。これより質疑へ移ります。発言はございませんか。

徳山委員 特別支援学級の図書は、色々あると思うが、現場の先生が特定の生徒をイメージして選んでいるのか。

学校教育部長 はい、その通りです。

白畑教育長 本件は現場の意見を尊重するというところでよろしいのではないかと思います。それでは採択に入ります。小学校の「特別支援学級、あまよう特別支援学校 小学部・中学部の附則第9条第1項の規定による教科用図書」として、これらの一般図書を採択することに異議はございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 続いて、「令和4年度使用尼崎市立高等学校 及び 特別支援学校（高等部）の教科用図書の採択について」の説明を求めます。

学校教育部次長 学校教育部次長でございます。それでは、尼崎市立高等学校 及び 特別支援学校（高等部）の教科用図書について説明いたします。市立高等学校及び特別支援学校高等部使用の教科書について説明いたします。はじめに、A4の資料「尼崎市立高等学校における教科書採択について」に基づいて、選定委員会の構成や教科書選定の流れ、各校の選定における考え方について、ご説明させていただきます。1の教科用図書の選定委員会についてです。高等学校では義務教育の小中学校とは違い、（1）に記載のとおり、学校ごとに選定委員会を設置して教科書を選定しています。（2）に記載のとおり、選定委員は学校長の推薦に基づいて、教育長が委嘱・任命します。（3）に記載のとおり、各校の選定委員会は、学識経験者2名、保護者の代表2名、校長1名、その他の教諭2名の7名で構成しています。幅広い観点から公正に教科書を選定するため、選定委員の40%以上（3名以上）を女性から選出しています。次に2の教科書採択の流れを説明します。（1）に記載のとおり、前年度までに文部科学大臣の検定を受けた複数の教科書を各校の教育課程や特色に合わせて各教科で比較検討し、（2）に記載のとおり、各校の選定委員会で協議した上で、次年度に使用する教科書を選定します。選定した教科書を、各校が設置者である尼崎市教育委員会に申請するという流れになっています。各校から申請のあった教科書はA3のホッチキス止めの資料にまとめています。なお、（3）に記載してありますように、高等学校では毎年度、教科書の採択を行います。3の学習指導要領について簡単に説明します。今年度の高等学校の採択の大きなポイントは、令和4年度の入学生からの学習指導要領の改定です。（1）に記載のとおり、「主体的・対話的で深い学び」や教科横断型の探究的な学びの実現を目指して、様々な改定が行われています。改革の柱としては、言語能力の育成や理数教育の充実、外国語教育や職業教育の充実などが挙げられています。新設される科目としては、（2）に記載しております、地理歴史科における「歴史総合」「地理総合」、公民科における「公共」、プログラミングやデータベースの内容を必修化した「情報I」等があります。教科横断的な新しい科目として、（3）に記載しております、従来の「日本史A」と「世界史A」を合わせた「歴史総合」や共通教科として「理科」と「数学」を合わせた「理数」が新設されます。教科外では（4）に記載しております、「総合的な学習の時間」に代わって「総合的な探求の時間」が新たに設けられています。この「探究」の課程においては、ICTの活用や地域社会との連携が想定されています。4の各校の選定における基本的な考え方を説明します。

(1) 市立尼崎高校は大学への進学希望が多い実態を踏まえ、基礎内容だけでなく、発展的な内容を含んだ、大学進学に適した教科書を選定しています。また、普通科と体育科ではカリキュラムや希望進路が異なりますので、それぞれの特性に合わせて異なる教科書を選定しています。(2) 尼崎双星高校は普通科、商業科、ものづくり機械科、電気情報科と複数の専門的な学科があります。専門学科では卒業後に就職する生徒も多く、在学中に国家試験や検定試験を多数の生徒が受験しています。生徒の将来に合わせた個別の学びに対応するために、様々な専門的教科書を選定しています。

(3) 琴ノ浦高校は学習が苦手な生徒も多いため、「基礎的な知識・技能の定着を図る」ことに重点を置き、教科書も「わかりやすさ」に重点を置いて選んでおります。普通科の高校ですが、2年時より生徒の希望に合わせて普通・商業・機械・電気の4つの系列に分かれて選択授業を行っているため、工業や商業などの専門的な教科書も多数選定しています。(4) あまよう特別支援学校高等部では、毎年度、在籍生徒の特性に合わせて、個別に最適な教科書を選定しています。現在18名の生徒が在籍していますが、1名が他の高等学校と同様に「検定教科書」を使用し、他の生徒は特性に応じた教材として、「一般図書」を授業で使用するため、一般図書の選定が多くなっています。それではA3の冊子、「令和4年度使用 尼崎市立高等学校等教科用図書の採択に係る資料」の説明をさせていただきます。表紙をおめくりください。表紙裏面1ページの左に、『採択に関する基本方針』を掲載しております。右には各校の教育課程を掲載しております。2ページをご覧ください。市立尼崎高校が、申請している教科書の一覧です。教科書の説明の前に、資料の説明をします。上部に各校の『選定方針』、その下の一覧表は、使用学年順に、教科・科目に分けて記載しております。一番右の欄には各教科書の「選定理由」が記されています。「選定理由」の欄に『○印』がついているものは、教科書検定により教科書の内容が改訂されたものや、今年度新たに選定したものです。特徴的な教科書について説明させていただきます。No. 4の実教出版の「歴史総合」は、普通科・体育科の全生徒が使用します。この教科書は近代史の基礎事項に加えて、中学校で学んできた日本の歴史を、世界の歴史の中で位置づけるための、資料や図・トピック等が充実しており、視覚的に歴史への興味関心を高めるとともに、生徒に対話的な深い思考を促すことができます。また付属の動画教材などデジタルコンテンツも充実していることから、令和4年度からのICTを活用した学びを視野に入れて選定しています。No. 10数研出版の『科学と人間生活』は1年生の体育科で使用します。No. 11東京書籍の「物理基礎」、No. 12数研出版の「高等学校 生物基礎」は1年生の普通科で使用します。体育科においては、身近な生活を題材とした興味関心を惹く学びやすい内容から、将来の専門性につながる発展的な内容まで広く説明された教科書を使用し、普通科においては、基礎の定着だけでなく、大学受験を見据えた演習問題が充実した教科書を選んでいきます。1年生の理科においては、それぞれの進路や個性に応じて、異なる教科書が選定されております。続きまして6ページをお開きください。双星高等学校が、申請している教科書の一覧です。No. 5の、第一学習社の「高等学校 新公共」は、法律や経済など、一般的に高校生には難しいとされるような内容を、グラフや図などを多数用いることで、視覚的に理解を促すような構成となっています。また、この教科書は生徒に身近な社会問題を多く取り上げていることも選定の理由です。卒業後、就職等で社会に出る生徒が多い専

門学科において、実践的な課題解決能力を涵養し、ことを指導上の目標として選定しています。8ページをご覧ください。No. 26の実教出版の『電気回路1』は、電気情報科の生徒が2年間使用します。この教科書は、電気回路に関する基礎的な知識や技術を広く身に付けることができます。また、生徒が国家試験や各種検定を受験していくために必要となる基礎知識を習得することができ、生徒の卒業後の進路に関連づけた指導ができます。No. 29の実教出版の『ビジネス基礎』は、商業科の1年生全員が学びます。ビジネスや社会活動で必要とされる専門用語などが、イラストを用いてわかりやすく丁寧に説明されており、卒業後のビジネス社会で活躍するための、教養や基礎力を広く身に付けることができます。続きまして16ページをお開きください。琴ノ浦高等学校が、申請している教科書の一覧です。16ページのNo. 10～12をご覧ください。No. 10～12は数学の教科書で、それぞれ1、2、3年生が使用するものです。1年生では、図表が見やすく工夫されている、No. 10の数研出版『改訂版 新 高校の数学I』を使用して、基礎から丁寧に学習をはじめ、2年生では、中学校で学んだ内容の復習が含まれている、No. 11の数研出版『改訂版 新 数学A』を用い、学力を定着させます。3年生では、No. 10の発展的内容として、No. 12の『改訂版 新 高校の数学II』を使用します。発展的な内容を含む「数学II」ですが、3年間継続して数研出版の教科書を使用することで、生徒が継続して学習に取り組めるようにし、系統立てた指導をすることができる選定になっています。17ページをご覧ください。No. 28東京書籍の『新編 情報I』は、1年生全員が学ぶ必修科目です。令和4年度入学生より、プログラミング、ネットワーク、データベースの基礎を学ぶ、新しい必修科目として「情報I」が新設されました。この教科書は図やイラストが見やすくレイアウトされていることに加え、プログラミング等の難しい内容を、基礎からわかりやすく丁寧に説明がされています。最後に、あまよう特別支援学校高等部の教科書について説明いたします。19ページをお開けください。あまよう特別支援学校高等部、申請している教科書・一般図書の一覧です。No. 2をご覧ください。No. 2の実教出版の『数学活用』は、教科書のサイズがB5判で、文字や図が大きく見やすいため、身体に特性を持つ生徒の学習への負担を少しでも軽減することと、教科書の内容が実生活に即した数学的内容を多く含むため、将来の生徒の社会的自立に役立つ学習内容であることを理由として選定しています。20ページを開けてください。20ページのNo. 1からは一般図書になります。No. 15の1年生の理科で使用するPHP研究所の『ちがい発見図鑑』は、身のまわりの生き物等が見開き左右のページに大きく写真で掲載されており、興味や関心を高めることができます。またイメージしやすい身近な内容を題材としているので、生徒の発言を促しやすく、対話型の学習にも効果的です。以上で高等学校用の教科書として選定されたものについての説明を終わります。どうぞ、よろしく願いいたします。

白畑教育長

説明が終わりました。ただいまの調査報告についてご意見ご質問がありましたらお願いします。

徳山委員

選定委員会は7名ということですが、全教科を選定するのにあたり、どのように選んでいるのか。

幼稚園・高校企画推進担当職員 各教科で、どの教科書が最適なのか、時間をかけてピックアップいたしまして、それを各学校の選定委員会に各教科から報告をさせていただき、その内容が適正であればそのまま承認をいただくという流れになります。おっしゃるとおり、すごく量が多いのでひとつひとつについて時間をかけて検討するということは、小中学校に比べて難しいので、各教科で検討していただき報告するという形をとらせて頂いております。

徳山委員 学識経験者と保護者の代表がおられ、様々な意見が出て修正し、最適な教科書が選ばれているということか。

幼稚園・高校企画推進担当職員 はい、その通りです。

徳山委員 以前、琴ノ浦で夜間の見学に行きました。日本語学校のような印象を受けましたが、そこでは教科書は使っていないのか。

幼稚園・高校企画推進担当職員 教科書は使用しておりますので、お手元の資料にも記載しております。

徳山委員 だいぶ学問レベルを下げていると感ずるがいかか。

幼稚園・高校企画推進担当職員 琴ノ浦は教科書を採択するときに、学習が苦手な生徒もいますので、わかりやすい見やすい教科書を選定しています。

太田垣委員 他都市との連携とか足並みをそろえていかないといけない部分があると思うが、選定や決定をするにあたってサンプル等、何か参考にされているものはあるのか。

幼稚園・高校企画推進担当職員 学習指導要領が改定され、各教科書会社や各自治体で様々な新しいカリキュラムのモデルが出されておりますので、それを参考にしています。もちろん、教職員の中で横の繋がりもありますので、各々、連携や情報を交換しながら、新しい指導要領の改定に沿ったカリキュラム等を検討して作成しております。

中平委員 リストを拝見した中でも、市尼は普通科・体育科があるなかで、同じ地理歴史であっても、例えば山川出版のなかでは教科書の内容や難度を考慮して選定されていると思う。きめこまやかな選定がおこなわれているのかなと察したので、申請して頂いた形で承認することに異論はない。

正岡委員 あまよの高等部のテキストについて、個人で購入することになると思うが、市から補助は出していないのか。

学校教育部次長 補助はございません。ただ、話はそれますが、琴ノ浦定時制につきましては、市から4分の3補助、県から4分の1の補助を全員にしておりますので、実質無償となります。

正岡委員 例えば、市で何冊か買いそろえて学校に置いておき、それを授業で活用する等といったことは、今は行っていないのか。

幼稚園・高校企画推進担当職員 今はそのようなことはしておりませんが、学校には教員用とか過去の教科書とかいくつかはございますので、もしかしたら忘れた生徒に対しては貸し出すといった配慮はしているかもしれません。

白畑教育長 基本的には各校の特色に応じて選定いただいているので、それを尊重するというところでよろしいのではないのでしょうか。それでは、お諮りいたします。高等学校用の教科図書についてはこの報告の通り採択するということに異議はございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 以上で「議案第42号」に係る一連の内容について全て終了しました。全体を通して、質疑等はございませんでしょうか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第42号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第42号」は原案のとおり可決いたしました。それではここで、再度、職員を入れ替えを行います。

白畑教育長 それでは、議事を再開いたします。日程第3「協議・報告」の「尼崎市体罰等防止ガイドラインについて」を議題とします。提案理由の説明を求めます。
中道 職員課長。

職員課長 職員課長でございます。先日の教育委員会定例会の平場でご報告後、学校管理職等に意見をいただき、今回成案化しました。こちらを8月4日の総合教育会議でご報告しようと思っております。再度の報告となりますが、ご確認をいただく中で、総合教育会議の議題として取り扱うにあたり、ご了承を得たいと思います。

白畑教育長 報告は終わりました。ご意見等ございましたらよろしくお願ひします。

徳山委員 今後の流れについて、現場にはどのように周知していくのか。

職員課長 本日、管理職研修がございまして、実際に校長先生に来ていただき、研修を実施しました。後期にも研修があるのですが、こちらの冊子の内容を校長が自校の教員にどういった形で研修を行ったか、どういった内容を伝えたかということも研修の中で取り上げてもらう予定です。今後は全体の研修や学校長の研修を受講してもらい、また、

学校長から自校の先生方の声を聞いた上で、機会を捉えて研修を実施していただき、実際にやったことについて市教委がチェックをしていくことを考えています。

徳山委員

認識をどうやって改めるのが重要で、一度これを作成したことで安心してしまい、教育委員会の手から離れていきそうな懸念がある。この2、3年尼崎市は体罰やいじめ問題で痛い体験をたくさんしたので、先生や生徒の意識をどう変えていくのかということは今後もずっと検討していかなければならないと思う。昨日、私が企画して心理学の犯罪防止プログラムを作っている先生に講演をしていただいてディスカッションも行っていただいたが、犯罪に至る思考過程と行動過程を全部明らかにしていけば、けっこう性犯罪とか窃盗とか、時間はかかるが治っていくというのを実感した。体罰をしてしまう先生や生徒は、長い経過の中でそれが身につけているので、その認識を改めていくと変わっていく。本当に体罰を防止しようと思うと、そういう掘り下げステップも必要ではないかと思う。

中平委員

二点伺いたい。一つ目は、作成して終わりのものではなく、実践的な中で絶えずバージョンアップしていくようなものとしてガイドラインを捉えられているのかということについての見解を伺いたい。二つ目は、教育委員会だけではなくて地域についても言及があったと思うが、できるだけ行政組織だけではなくて地域とも連携して体罰、いじめに取り組んでいただきたいと思っており、そのあたりの見解を改めて伺いたい。

職員課長

このガイドラインについて、作って終わりということが1番いけないことと認識しており、教育長、市長からも常々言われております。体罰に関して、昨年度、こども青少年局で人権アンケートを実施しましたが、こちらのアンケートは毎年実施しており、これを用いてどれだけ未然防止ができていくのかということを確認していきます。体罰が起きれば、事案や要因などをガイドラインに落とし込み、ガイドラインには無いような背景の中で発生したものや、不足しているところは充実させて発信をしていきます。実際に、厳しい指導を望んでいる保護者もいるというような教員側の勘違いもありますので、保護者や地域の方々にもご覧いただけるよう、ホームページにアップしていきます。場合によっては子どもの高校を選ばれるときに、学校自体がこういう取り組みをしていることも理解していただいた上で、その学校を選んでいただけるよう、先生方はもちろんですが保護者、それから生徒自身にも見てもらいたいと思っています。

白畑教育長

地域連携については、小学校でコミュニティスクールをモデル的に実施しているのですが、地域と一緒に支えられているということを学校側も思っていたいただいており、地域と一緒に考え、行っていくということがこれから必要であると思いました。今は、小学校のみですが、中学校・高校もそういう形で一歩前に進めていければと思っています。

- 徳山委員 今、教育長がおっしゃったように、一人一人の先生がたくさんの方の顔を浮かぶようになっていかないといけない。いっぱい顔が浮かんでその人たちに説明できないことは止めておくべきだというのが働くと思う。
- 中平委員 色々な課題もあると思うが、是非進めてほしい。そういう市民や地域の主体性とか、その中でいわゆるシティズンシップの涵養とかも課題になってくると思うので、是非お願いしたい。その中で1点検討して頂けたらなあと思うことで、どうしてもいじめや体罰となると、処分してオープンにされない案件が多いと思うが、取り組みの成果を見せていくという上で、たとえば、具体的な学校名や事例等を紹介するのは難しかったとしても、体罰が何件、いじめが何件のように件数だけであっても、実際ネガティブな情報だが、公開していくという覚悟やそれによって信頼を得ていくというのもあるかと思う。市のホームページで、今現在、いじめや体罰があったという情報を発信することもないと思うが、そういう市民に対する公開制度の検討や可能性に関してはあるのか。
- 職員課長 体罰でしたら、こども青少年局が昨年度実施しました人権アンケートについて、調査結果として8月の総合教育会議でも併せて公表するのですが、体罰事案と認められたのが何件、体罰とまではいかないけれども指導としては不適切なものが何件と、必ず調べに対しての結果というのは、件数や内容をオープンにさせていただく形です。これは今後も引き続きそういった取扱いをさせていただく予定となっております。
- 中平委員 アンケート結果というお話ではなく、たとえば先日報道があったが、厳重注意が行なわれたという件であったり、懲戒処分が行われた件に関して、ガイドラインの中であればしっかり教育委員会で把握されるということ、月例や学期毎であったりだとか、残念なことだけどころこういう事例があったという、処分の内容を公開していくことについてはいかがか。
- 職員課長 市で人事行政の公表ということで、年に1～2回、行政情報が公開されます。処分事案についても何件という形で公開されます。その中で教育委員会と市長部局が分かっていたような記憶があります。あくまで市の先生となりますので、たとえば高校や幼稚園の先生というのは行政処分と同じようにそこに集約されるのですが、小中学校は県の先生ですので、事案内容についても市からの公表はございません。
- 管理部長 体罰やいじめというのは、プライバシーの問題もあり、処分される側のプライバシーも守らないといけない部分もあります。県が小中の先生を処分するわけですけども、その際にも双方のプライバシー、個人情報を守った上で公表しますので、きっちり処分1件あったから1件公表できるというものでも無いと思います。この間も、阪神間の学校の教諭、たとえそれが市内であったとしても、オブラートに包んだ形での公表をしていますので、それについて市が処分内容を公表することはできませんので、必ずしも一致するとは限りません。そのため、人事行政という中で、こういう処分、あくまで戒告が何件、停職が何件という程度になります。

中平委員 市民感覚みたいところかもしれないが、ポジティブニュースだけではなくネガティブニュースもしっかりと公開してほしいという思いがあり、隠蔽しているとか積極的に公開しないということではなく、見える形で公開していくというところで市民の信頼や関わりが出てくるかと思うので、是非、検討いただきたい。

太田垣委員 公表の有無で考えていたが、体罰は基本的には本当に悪いことであるし、このガイドラインも簡単にいえば体罰はダメだというようなものになっていると思うが、公表できないけれども大切な部分があると思っている。例えば、相手に痛みを与えてしまった場合で、心理的な要因から、人にはわかってもらえないような悩みがあって攻撃してしまうような精神的な病の部分もあり、結果を見れば体罰になってしまった等、こうした公表できない大切な部分というのは、できないけれども市の研修などでは学びとして伝えられているのか。

職員課長 例えば、講師の中でこういうことが起こりました、こういう体罰が実際にありました、というようにタイムリーに伝えるという状況にはなっていないのが現実です。ただ、集計を行い、その聞き取りをして体罰が行われたであろうという内容については、どういった状況でどういった行為が行われて、それがどういった影響を与えているのかということ、研修時に情報提供をしたうえで、本当に身近に起こっていることを感じてもらわなければならないと思います。

正岡委員 柔道の女子選手に対してドイツのコーチが、畳に上がる前にバンと頬を叩いたというネットニュースを見た。そのドイツのコーチからすると体罰や暴力ではなくて、気合をいれるためであったという弁明しており、同じ事だなあと感じた。先ほど言われた、厳しい指導を望む保護者や地域で応援されている方がそれぐらいの指導はいいんだと意識を持っている人がまだいるというのは事実だと思う。そういう方の意識をどういう風に変えていくか、いろいろな取り組みや広報活動、管理職の研修などをされていると思うが、スポーツに関して皆さんの意識が変わるようになるまでにはまだまだ時間がかかるのではないかという気はする。しかし、そこは理解していただかないといけないし、時間はかかるにしてもその方向に向かって不断の努力を続けるというのか、そうしたことが必要だと思っている。オリンピックでもそういうことがあるので、まだまだここから先は長いと思うが、逆に、ネットニュースでそれだけ大きく出ると言うことは、世間は違う方向に向かっているというのは感じる。

白畑教育長 他に質疑等はございませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。
西田 企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。「教育委員会7月定例会報告事項」について、ご報告い

たします。お手元の資料、32ページをお開き願います。まず、総務関係でございます。7月16日及び7月28日に、第2回及び第3回の「こども青少年本部会議」が開催されました。また、7月市議会につきましては、先日の教育委員会7月臨時会で報告し承認をいただきました、7月補正予算が本会議において承認されたほか、7月26日の文教委員会（初協議会）では、教育委員会事務局の役職者の紹介や今年度の主要事務事業の紹介等を行いました。次に、学校教育関係でございます。7月12日に「全国高等学校総合体育大会」並びに「全国高等学校定時制通信制体育大会」の壮行会を行いました。市立高等学校では、市立尼崎高校が、女子バスケットボール他、計5種目で出場し、琴ノ浦高校では男子バレーボール他、計5種目の出場となります。続いて、社会教育関係でございます。7月5日に「第1回武庫の里小学校運営協議会」、7月29日に「第1回尼崎北小学校運営協議会」を開催しました。続いて、8月の主要行事予定表でございます。以前よりお伝えしておりますとおり、8月4日13時30分より総合教育会議が開催予定でございます。また、8月10日は第4回教育委員協議会を開催予定でございます。詳細につきましては、定例会終了後の平場にてご説明をさせていただきます。報告は、以上でございます。

白畑教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。それでは、ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。

~~~~~以下 議事の概要は非公開とする~~~~~

白畑教育長 以上を以って、本日の日程は全て終了いたしました。  
これをもちまして、尼崎市教育委員会7月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会7月定例会の議事の全部を終了したので、午後6時10分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会7月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。